

平成25年3月8日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

条 例

- 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（8・障害福祉課）…………… 2
- 秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例（9・県民生活課）…………… 2
- 秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（10・雇用労働政策課）…………… 2

この号で公布された条例のあらまし

◇秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第8号）

- 1 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金の設置期限を平成26年3月31日（現行平成25年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第9号）

- 1 秋田県消費生活相談臨時対策基金の設置期限を平成26年3月31日（現行平成25年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第10号）

- 1 秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金の設置期限を平成27年3月31日（現行平成26年3月31日）に延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例
 - 二 秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例
 - 三 秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例の一部を改正する条例
- 平成二十五年三月八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県条例第八号

秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県社会福祉施設耐震改修等促進臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第九号

秋田県消費生活相談臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県消費生活相談臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第十号

秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例の一部を改正する条例

秋田県緊急雇用創出等臨時対策基金条例(平成二十一年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。